

第1節 原則

第1条（基本原則）

本取引は、相互利益の尊重の理念に基づき、かつ、信義誠実の原則に従って行うものとする。

第2節 契約

第2条（基本契約と個別契約）

本基本契約は、甲と乙の間の取引に関する基本的事項を定めたものであり、甲乙協議して定める特定の目的物又は委託業務に関する個々の取引契約（以下「個別契約」という）に対して優先的に適用される。但し、個別契約において別段の定めがある場合はこの限りではない。

第3条（個別契約の成立）

- 1 甲は、取引の対象たる目的物の名称、規格、数量、単価、代金、納入場所、納入期日、あるいは、取引の対象たる委託業務の内容、仕様・規格、作業明細、作業工程、代金、履行場所、履行期日、その他の個々の取引に必要な事項を記載した発注書等の書面（以下「発注書」という）を郵送、ファクシミリ又は電信にて乙に送付することにより個別契約の申込みを行うものとし、乙が、これに対する受注確認書等の書面を郵送、ファクシミリ又は電信にて甲に送付することにより当該発注書に基づく個別契約は成立するものとする。なお、乙が発注書の送付日から7日以内に何ら回答を行わない場合は、発注書記載の条件により個別契約が成立するものとする。
- 2 前項にかかわらず、甲及び乙が、前項に定める個々の取引に必要な事項を記載した個別取引に関する契約書（以下「個別契約書」という）を締結した場合は、当該契約書締結のときに個別契約は成立する。

第4条（個別契約の変更）

- 1 個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、書面により変更するものとする。
- 2 前項の変更に伴い生じる損害の負担等は、次の各号によるものとする。
 - ① 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被ったときは乙の負担とし、甲はその全額について乙に対し損害賠償を請求することができる。
 - ② その他の事由によるときには、甲乙協議の上定める。

第5条（見積書）

乙は、甲が個々の取引の発注に先立ち見積書の提出を求めた場合は、甲の指示する様式に従って見積価格に係わる内訳を記載した見積書を速やかに甲に提出するものとする。

第3節 目的物又は委託業務

第6条（目的物又は委託業務の内容）

個別契約の対象となる目的物の名称、規格・仕様、数量等の詳細、あるいは、個別契約の対象となる委託業務の内容、仕様・規格、作業明細、作業工程、履行場所等は、発注書又は個別契約書に定めるとおりとする。

第7条（目的物又は委託業務の価格）

- 1 目的物又は委託業務の価格は、甲乙間であらかじめ円にて定めるものとする。
- 2 甲乙間の合意に基づき乙の定める価格表を適用する場合は、価格は当該価格表記載のとおりとする。但し、乙が価格表を変更する場合、変更日の1ヶ月前までに甲に通知するものとし、かつ、変更日の前日までに成立する個別契約には変更前の価格表記載の価格が適用されるものとする。
- 3 個別契約の対象となる目的物又は委託業務の代金は、発注書又は個別契約書に定める。

第8条（目的物の納入又は委託業務の履行）

- 1 目的物の納入又は委託業務の履行は、発注書又は個別契約書に定めた納入又は履行の方法により行なうものとする。なお、「納入」とは、個別契約に従って、目的物たる物品の受け渡すことを意味し、「履行」とは、目的物たる委託業務の履行ないし完了（委託業務により作成される成果物の提供を含む）を意味するものとする。
- 2 甲は、乙の納入又は履行に際して、目的物たる物品の納入場所への搬入、設置、調整及び試運転等、あるいは、目的物たる委託業務の履行場所での履行ないし完了に必要な場所、人材、情報等の提供に誠実に協力するとともに、納入又は履行のための作業（乙又は乙の指定業者の従業員）の安全を確保するものとする。
- 3 乙は、前項の目的を達するため、及び、甲の施設内の秩序維持又は施設管理のため、作業者の人数及び氏名等、作業内容、工程及び時間等の必要な情報を事前に甲に提供するとともに、作業員をしてその作業にあたり施設管理上の甲の指示に従わせるものとする。
- 4 納入又は履行に際して何らかの障害が生じた場合、甲乙間で誠実に協議の上、解決を図るものとする。

第4節 納入又は履行

第8条（納入又は履行の条件）

- 1 乙は、乙の費用負担において、発注書又は個別契約書に定める納入場所において納入期日に目的物たる物品を納入し、あるいは、発注書又は個別契約書に定める履行場所において履行期日に目的物たる委託業務を履行する。
- 2 甲は、納入場所又は納入期日、あるいは、履行場所又は履行期日を変更しようとするときは、あらかじめ乙に申し入れて、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、前項の申し入れを受けた場合、速やかにその承諾の可否を甲に通知するものとする。
- 4 乙は、甲より申し出た変更により乙に損害又は追加費用が生じる場合、甲に対してその損害又は費用を請求することができる。但し、承諾前に、その損害又は追加費用の内容及び金額を甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

第9条（納入又は履行の遅滞）

- 1 乙は、納入期日に目的物たる物品を納入できないことが判明した場合、あるいは、履行期日に目的物たる委託業務を履行できないことが判明した場合、速やかにその理由及び納入又は履行の予定を甲に申し出て、甲の指示に従うものとする。
- 2 甲は、遅滞により個別契約の目的を達しない場合には、個別契約を解除することができる。
- 3 乙が第1項を遵守した場合でも、乙の遅滞に基づく損害賠償責任その他の責任及び甲の本基本契約の解除その他の権利には影響しない。

第10条（受領、検査及び引渡し又は履行完了）

- 1 甲は、目的物たる物品の納入の都度、あるいは、目的物たる委託業務の所定の履行の終了の都度、これを受領し、受領を証する書面を交付し、手交、郵送、ファクシミリ又は電信にて乙に送付する。
- 2 甲は、前項の受領後、甲所定の検査方法により直ちに受入検査を行ない、その結果を受領後7日以内に乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の受入検査の結果に疑義がある場合、前項の通知の受領後7日以内に、乙又は乙の指定業者をして納入又は履行の場所において、甲の立会いの下に乙の費用負担において目的物の再検査をすることができ、甲はこれに協力するものとする。但し、乙は、前項の通知受領後3日以内に再検査を甲に通知しなければならない。この場合、甲乙間の協議に基づいて検査結果を確定するものとし、甲乙間において協議が整わない場合は甲の判断をもって検査結果とする。

- 4 本条に定める受入検査又は再検査に合格したときは、甲は合格を証する書面を交付し、手交、郵送、ファクシミリ又は電信にて乙に送付する。なお、合格を証する書面の交付をもって、当該目的物の引渡し又は履行の完了があったものとみなす。
- 5 本条に定める検査又は再検査に不合格となったとき（数量不足又は過多を含む）、甲は、不合格の内容を記載した書面を交付し、手交、郵送、ファクシミリ又は電信にて乙に送付する。
- 6 甲は、次条にもかかわらず、不合格の目的物について、代金を増減額した上で引渡し又は履行の完了を受けることを希望する場合は、前項の書面の交付に際して、その旨を乙に申し入れることができ、甲乙間において代金増減額に合意した場合は、甲は代金増減額並びに目的物の引き渡し又は履行の完了を証する書面を交付するものとする。この場合、当該書面の交付をもって、当該目的物の引渡し又は履行の完了があったものとみなす。
- 7 甲乙間においてあらかじめ目的物の受領にあたり受入検査をしない定めをした場合は、甲による目的物の受領を証する書面の交付をもって、目的物の引渡し又は履行の完了があったものとみなす。

第 11 条（不合格時の取扱い）

- 1 甲は、前条に定める検査又は再検査の結果判明した不合格の目的物について、乙に対し、期日を指定して、乙の費用負担において目的物の代納又は追納もしくは追完又は瑕疵修補を請求することができる。但し、甲は、目的物の代納又は追納もしくは追完又は瑕疵修補では、個別契約の目的を達しない場合には、個別契約を解除することができる。
- 2 前項の目的物の代納又は追納もしくは追完又は瑕疵修補については、本節の各条項を準用する。
- 3 乙は、前条に定める検査又は再検査の結果判明した不合格の目的物たる物品又は成果物について、乙の費用負担において速やかにこれを引き取らなければならない。
- 4 前項の場合、甲の催告にもかかわらず乙が不合格の目的物たる物品又は成果物を引き取らないときは、甲は、乙の費用負担においてこれを乙に返送することができる。
- 5 不合格の目的物を甲が保管する間の保管費用は、乙の負担とする。但し、甲の催告までの保管費用は甲の負担とする。
- 6 乙が本基本契約を遵守した場合でも、乙の遅滞に基づく損害賠償責任その他の責任及び甲の本基本契約の解除その他の権利には影響しない。

第 12 条（目的物の所有権及び危険負担の移転）

- 1 目的物たる物品の所有権及び危険負担は、第 10 条に定める目的物の引渡しがあったときに乙から甲に移転する。
- 2 目的物たる委託業務の成果物の所有権及び危険負担は、第 10 条に定める目的物の履行の完了があったときに乙から甲に移転する。

第 13 条（品質保証、瑕疵担保責任）

- 1 乙が甲に納入する目的物の物品は、甲乙間で定めた規格又は仕様に合致し、当該物品の客観的に有すべき品質及び性能、及び、個別契約締結時に甲が明示した品質及び性能を充足し、市場において十分な信頼性と安全性を有するものでなければならず、あるいは、乙が甲のために履行する委託業務は、甲乙間で定めた仕様又は規格に合致し、当該業務の客観的に期待される品質及び精度、及び、個別契約締結時に甲が明示した品質及び精度を充足し、市場において十分な信頼性と安全性を有するものでなければならない。
- 2 甲は、第 10 条の定めによる目的物の引渡し又は履行の完了の後に、当該目的物に乙の責めに帰すべき隠れたる瑕疵を発見した場合は、乙に対しその旨を書面により速やかに通知し、期日を指定して、乙の費用負担において目的物の代納又は追納もしくは追完又は瑕疵修補を請求することができる。
- 3 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて、乙に対して損害賠償（代金減額を含む）を請求することができる。

- 4 本条第2項及び第3項の請求は、当該目的物の引渡しから1年の期間に限りすることができる。但し、目的物の隠れたる重大な瑕疵により甲が被った損害については、この限りではない。
- 5 甲及び乙は、本条に代えて、別途品質保証契約を締結することができる。

第5節 支払い

第14条（支払期日、支払方法等）

- 1 乙は、個別契約に定められた目的物の代金を、第10条に従って当該目的物が甲に引き渡された後、あるいは、履行が完了した後、甲乙間で別途合意する事項を記載した請求書を甲に交付して請求する。
- 2 甲は、前項の請求書の受領後30日以内に、当該請求書に記載された代金を乙の指定する日本国内の銀行口座に振り込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

第6節 一般義務

第15条（知的財産権）

- 1 乙は、甲に納入又は履行する目的物（成果物を含む）について、他人の知的財産権に抵触しないよう十分に配慮するとともに、万一、目的物に関連して甲又は乙と第三者との間に知的財産権上の紛争等が発生するおそれがある場合、もししくは発生した場合には、直ちにその旨を甲に通知し、乙の責任と費用負担において一切を処理解決し、甲に対し何らの損害を及ぼさないものとする。但し、かかる紛争発生の原因が甲の責に帰すべき事由にある場合には、甲乙協議してその負担等を定める。
- 2 乙が目的物の納入に際して甲に提供した資料、マニュアル等、あるいは、目的物の履行の過程で作成し甲に提供した成果物等の著作権その他の知的財産権は、別段の定めがない限り、乙に帰属する。但し、乙は当該資料について、本契約の目的のために甲がこれを利用できる無償の使用権を甲に対して許諾する。

第16条（秘密保持）

- 1 乙は、本基本契約並びに個別契約に基づいて知り得た甲の技術上及び業務上の秘密情報、並びに個人情報を第三者に開示若しくは漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、その旨を乙が甲に対して書面をもって証明できる場合、この契約の秘密情報として取り扱われない。
 - ① 乙が甲から開示を受けた際、既に公知公用であった情報。
 - ② 乙が甲から開示を受けた後、乙の責によらないで公知又は公用となった情報。
 - ③ 乙が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を伴わず開示を受けた情報。
 - ④ 乙が甲から開示を受けた際、既に乙が自ら所有していた情報。
 - ⑤ 乙が開示することについて、甲が書面で承諾した情報。
- 2 乙は、目的物の納入又は履行その他の個別契約の義務の履行に必要な範囲の乙の従業員及び乙の指定する作業員以外の者に、甲の秘密情報を開示し若しくは使用させてはならない。
- 3 乙は、乙の従業員及び乙の指定業者に前2項の義務を遵守させるべく必要な措置を講じるものとする。

第17条（外部委託）

- 1 乙は、甲の承諾を得なければ、目的物の納入又は履行を第三者に委託することができない。
- 2 前項に基づき乙が第三者に委託する場合でも、乙は本基本契約及び個別契約に基づく乙の履行義務及び責任を免れない。

第18条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ない限り、本基本契約又は個別契約により生ずる一切の権利義務（債権及び債務を含む）の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第19条（法律等の遵守）

- 1 甲及び乙は、本基本契約及び個別契約の履行に際し、国内外の関連する法律・規格等を遵守するものとする。
 - 2 甲及び乙が前項に関連し報告又は資料の提供を相手方に求めたときは、相手方は速やかにこれに応じるものとする。
 - 3 乙は、甲が定める次の文書に定める遵守事項を遵守するものとする。
 - ① 「United States Foreign Corrupt Practices Act（米国海外腐敗行為防止法）上の遵守事項」（甲によるその後の改訂を含む）
 - ② 「International Trade and Export Policy and Procedure（国際取引及び輸出の方針及び手続）」（甲によるその後の改訂を含む）
 - ③ 「Code of Conduct（行動倫理規程）」（甲によるその後の改訂を含む）
- なお、乙は、本契約締結日において有効なこれらの文書の写しを本契約締結日までに甲より受領していることを確認する。
- 4 甲は、前項の文書の本契約締結日後に改訂したときは、直ちに乙に通知し、改訂後の文書の写しを乙に提供するものとする。

第20条（情報開示）

- 1 乙は甲に対し、決算終了後3ヶ月以内に財務諸表その他の決算書類を提出する。
- 2 甲は乙に対し、本基本契約及び個別契約の各条項の遵守状況を監査する目的において、本基本契約及び個別契約に関連する文書及び記録の提示を要求することができる。
- 3 甲は乙に対し、本基本契約及び個別契約の各条項の遵守状況を監査する目的において、乙の施設における実地監査を要求することができる。但し、甲は乙に対して、監査の目的、時期並びに方法を事前に通知しなければならない。

第7節 契約の期間及終了

第21条（有効期間）

- 1 本基本契約の有効期間は、本契約締結日から2年間とする。但し、期間満了の60日前までに甲又は乙から相手方に対して書面による通知がない場合、同一条件で更に2年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2 前項による本基本契約の終了時に存続する個別契約については、本基本契約は、当該個別契約の存続期間中、当該個別契約の適用の範囲で有効とする。

第22条（中途解約）

- 1 甲及び乙は、本基本契約の有効期間中といえども、30日前までに相手方に対して書面による通知をすることにより、本基本契約を解約することができる。
- 2 前項による本基本契約の終了時に存続する個別契約については、本基本契約は、当該個別契約の存続期間中、当該個別契約の適用の範囲で有効とする。

第23条（契約終了時の免責）

甲及び乙は、前2条のいずれかに従って本基本契約を終了させた場合、相手方に対して損害賠償の責を負わないものとする。但し、本契約に従って既に発生している損害賠償責任は、本条の定めによっても何ら影響を受けないものとする。

第24条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの催告なく直ちに本基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- ① 金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ② 監督官庁より営業停止又は営業許可の取消等の処分を受けたとき。
 - ③ 第三者より仮差押、仮処分、強制執行又は競売申立等を受け、本基本契約又は個別契約の履行が困難と認められるとき。
 - ④ 営業の全部又は重要な一部を譲渡したとき、または他の会社と合併したとき。
 - ⑤ 経営体制上の重要な変更があったとき。
 - ⑥ 破産、民事再生、会社整理又は会社更生の申立を受けたとき、または自ら申立を行った場合、あるいは清算決議を行ったとき。
 - ⑦ 支払停止、支払不能等の事由が生じたとき、または手形交換所から不渡処分を受けたとき。
 - ⑧ 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ⑨ 相手方に対し重大な損害または危害を及ぼしたとき。
- 2 甲又は乙は、相手方が本基本契約又は個別契約に違反したときは、相当の期間を定めて書面をもって契約の履行を催告し、当該期間が経過しても契約が履行されないときは、本基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲又は乙は、災害その他やむを得ない理由により本基本契約又は個別契約の履行が困難と認められたときは、相手方と協議の上、この基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 4 甲が、本基本契約第9条、第11条又は本条に従って個別契約を解除した場合、既に引渡し済みあるいは履行の完了済みの目的物の一部の取扱いについては、甲乙間で協議するものとする。
 - 5 本条に従って本基本契約が解除された場合、本基本契約終了前に成立した個別契約は、甲及び乙との間の書面による別段の合意がない限り、本基本契約の終了と同時に解除されたものとみなす。
 - 6 甲又は乙の本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償を妨げるものではない。

第25条（期限の利益の喪失）

乙が前条の各号のいずれかに該当したときは、乙の甲に対する全ての債務は、当然に期限の利益を失い、乙は直ちに債務の全額を甲に支払うものとする。甲が乙に支払うべき金銭債務を有する場合、当該債務の期限の到来の有無に関わらず、乙への通知をもって、期限の利益を失った乙に対する金銭債権といつでも対等額において相殺することができる。

第26条（残存条項）

本基本契約の終了（個別契約の存続に伴い本基本契約が当該個別契約について存続する場合は、当該個別契約の終了による本基本契約の終了）によっても、次の各号に定める条項は有効に存続するものとする。

- ① 第13条（品質保証、瑕疵担保責任）
- ② 第15条（知的財産権）
- ③ 第16条（秘密保持）
- ④ 第18条（権利義務の譲渡）
- ⑤ 第24条（契約の解除）
- ⑥ 第25条（期限の利益の喪失）
- ⑦ 第27条（準拠法及び管轄合意）
- ⑧ 第28条（協議解決）

第8節 一般条項

第27条（準拠法及び管轄合意）

- 1 本基本契約及び個別契約の効力，解釈及び履行を含むすべての事項について，日本国法に準拠するものとする。
- 2 甲及び乙は，本基本契約及び個別契約に関して紛争が生じたときは，東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第28条（協議解決）

本基本契約及び個別契約に定めのない事項又は本基本契約及び個別契約の解釈について疑義が生じたときは，甲乙協議の上、誠実に解決するものとする。

第29条（言語）

本基本契約は，日本語の契約書を原本とし，日本語の契約書に基づき解釈される。

以上